

私学助成に関する参考資料

「私学助成」の概要

私学助成とは・・・

私立学校を設置する学校法人に対し、国や都道府県が交付する補助金。

平成29年度予算額(案): 4,304億円

私立大学等経常費補助金:	3,153億円
私立高等学校等経常費助成費補助:	1,036億円
私立学校施設・設備整備補助金等:	102億円
私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金:	13億円

私立学校の公的性格

- ・法律に定める学校として公の性質を有する。
- ・大学・短大・幼稚園は約8割、高校は約3割の学生等を受け入れ、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育を展開しており、我が国の学校教育の発展に大きく貢献。

私学経営の実情

私学の収入は学生からの授業料等に頼るところが大きく（大学・短大で約8割、高校・幼稚園で約5割）、国公立学校と異なり経営基盤が不安定。

我が国の学校教育に貢献している私学の経営基盤を安定させ、質の高い教育を継続的に実施するためには、私立学校の運営費に対する補助が必要。

私学助成の目的

(私立学校振興助成法第1条)

- ①私学の教育条件の維持向上
- ②学生等の修学上の経済的負担の軽減
- ③私学経営の健全性の向上

■私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

第7条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第4条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

平成29年度予算額（案）（私立大学等関係予算）のポイント

私立大学等経常費補助	3,153億円（3,153億円）	※括弧内は28年度予算額。数字は概数。
私立大学等教育研究活性化設備整備費	13億円（23億円）	

【このほか、復興特別会計 18億円（18億円）】

一般補助【2,689億円(2,701億円)】 ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約85%
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。

特別補助【464億円(451億円)】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等（地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等）を重層的に支援する。

○私立大学等改革総合支援事業 176億円(167億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

・各大学の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。
（複数校の申請により、5～10グループを採択予定）

○私立大学研究ブランディング事業 55億円(50億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。
（新規採択校 50～60大学(10～20校増)を予定）

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 102億円(86億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。

（減免対象人数：約1.0万人増(28年度：約4.8万人 → 29年度：約5.8万人)

【復興特別会計】

○被災私立大学等復興特別補助 18億円(18億円)

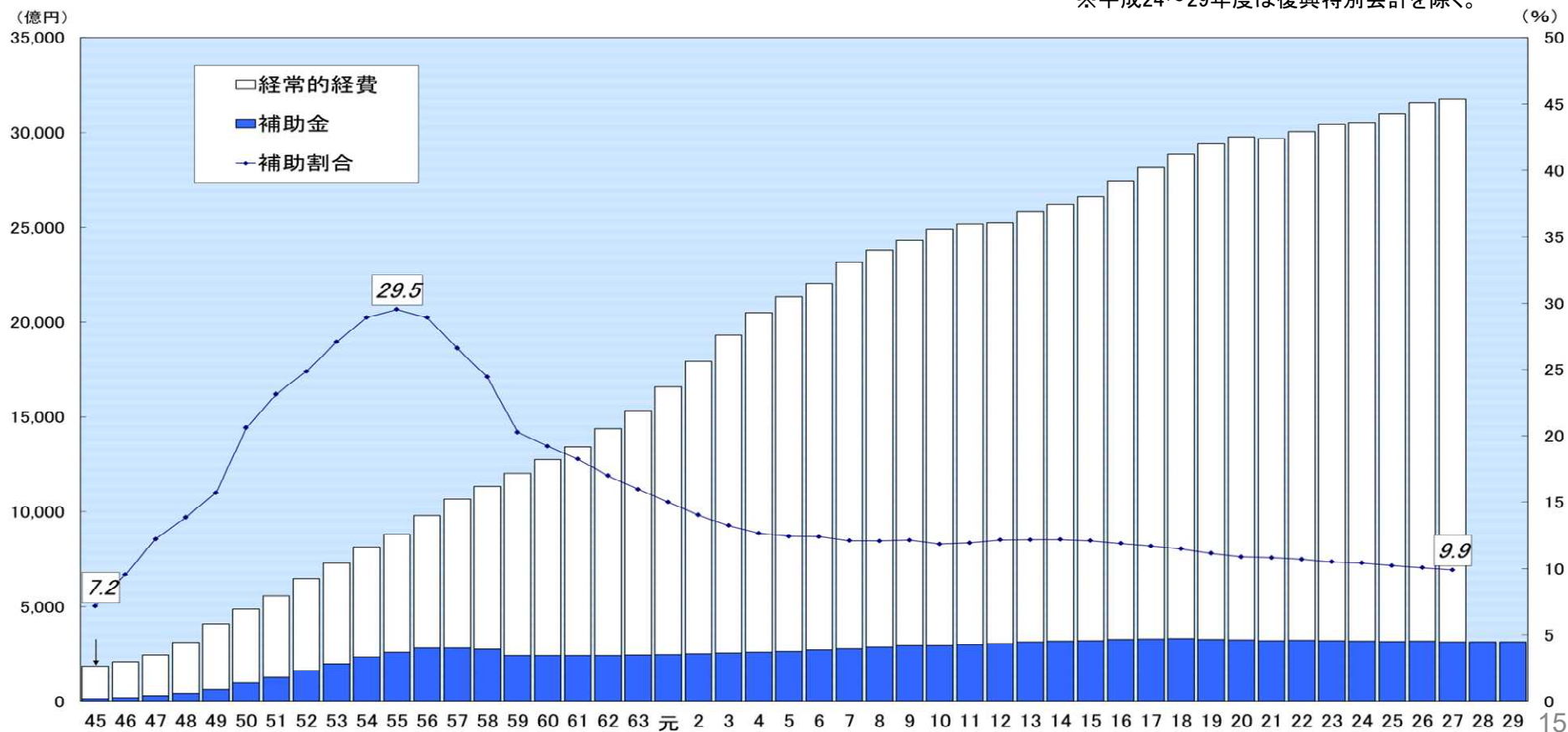
東日本大震災により被災した大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位: 億円・%)

区 分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (予算案)
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580	31,773		
経常費補助金	総 額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,153
	(伸 率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(▲ 1.0)	(0.1)	(▲ 0.4)	(▲ 0.7)	(▲ 0.4)	0.3	(▲ 1.0)	0
	伸 額	367	250	54	20	▲ 32	▲ 32	▲ 31	4	▲ 13	▲ 22	▲ 12	9	▲ 31	0
	うち 特別補助 割合	17	73	397	1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441	451
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9		

※平成24～29年度は復興特別会計を除く。



平成29年度予算（案）（私立大学等経常費補助）の概要

平成28年度

【一般会計】 3,153億円

（一般補助） 2,701億円 (85.7%) （特別補助） 451億円 (14.3%)

2,701億円	成長力強化への貢献 62億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 63億円	大学院等基盤整備 147億円	経営強化等 47億円	授業料減免等 86億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免（被災者分） 7億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

平成29年度

【一般会計】 3,153億円（前年同額）

（一般補助） 2,689億円 (85.3%) （特別補助） 464億円 (14.7%)

2,689億円	成長力強化への貢献 67億円	社会人受入れ 46億円	国際交流基盤整備 57億円	大学院等基盤整備 152億円	経営強化等 41億円	授業料減免等 102億円
---------	-------------------	----------------	------------------	-------------------	---------------	-----------------

【復興特別会計】 18億円

授業料減免（被災者分） 6億円	復興特別補助 11億円
--------------------	----------------

私立大学等改革総合支援事業の充実
176億円（うち一般補助98億円）
* 一般補助及び特別補助の内数

私立大学研究ブランディング事業の充実
55億円 * 上記の内数

対象人数増による充実等

一般補助の計算の仕組み

○基本は「教員・学生の員数」×「単価」

○：学部等ごとの計算 ●：学校ごとの計算	経常的経費		補助率
	員数	単価	
○ 専任教員等給与費 ● (退職金財団掛金補助を含む)	専任教員等数 × 1人当たり年間標準給与		5/10
● 専任職員給与費 (退職金財団掛金補助を含む)	専任職員数 × 1人当たり年間標準給与		5/10
● 非常勤教員給与費	非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費		4/10
● 教職員福利厚生費 (非常勤教員分を含む)	専任教員等数・専任職員数 × 1人当たり標準経費 非常勤教員授業時間数 × 1授業時間当たり標準経費×率		4/10
○ 教育研究経常費 (教員経費、学生経費)	下記に記載		5/10
● 厚生補助費	学生数(定員内現員) × 1人当たり標準経費		5/10
○ 研究旅費	専任教員等数 × 1人当たり標準経費		5/10

員数	単価	加算措置
専任教員等数	× 1人当たり標準経費	+ PD・RA・TA等
学生数(定員内現員)	× 1人当たり標準経費	+ 障害のある学生及びICT

◆補助金基準額から増減額する金額

$$\left(\text{補助金基準額} \times \text{増減率}(\%) \right)$$

第二次調整

- 高額給与調整 (額による減額)
- 高額寄付金調整
- 管理運営不適正等による減額

私立大学等改革総合支援事業での増額

圧縮率

26年 0.688835668
27年

退職金財団掛金の圧縮率
26年 0.7767842
27年

第三次調整

- その他調整が生じた場合

補助金額

認証評価経費 (教育研究経常費)

所要経費 × 1/2

基準額の増減

1. 教育条件に関すること	
① 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合	[+9% ~ ▲50%]
② 学部等ごとの専任教員等の数に対する在籍学生数	[+6% ~ ▲16%]
2. 財政状況に関すること	
③ 学校ごとの学生納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合	[+15% ~ ▲45%]
④ 教職員給与指数	[0% ~ ▲15%] (教員・職員それぞれ 0%~▲7.5%)
⑤ 収入超過状況	[0% ~ ▲100%]
⑥ 高額給与支給	[0% ~ ▲35%]
3. 情報の公表の実施状況に関すること	
⑦ 教育研究上の基礎的な情報	[0% ~ ▲15%]
⑧ 修学上の情報等	[0% ~ ▲15%]
⑨ 財務情報	[0% ~ ▲15%]
⑩ 上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工	[+1% ~ 0%]

特別補助項目一覧（平成29年度予算案を基にしたイメージ）

NO.	補助項目	
I	成長力強化に貢献する 質の高い教育 【67億円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方に貢献する大学等への支援(取組数×30 or 60万円) ● 医学部入学定員の増員(人数に応じて43～108万円) ● 被災地の復興支援(取組数×30万円) ◎ 改革総合支援事業(教育の質的転換(タイプ1)、産業界・他大学等との連携(タイプ3)、プラットフォーム形成(タイプ5))
II	社会人の組織的な受入れ 【46億円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 正規学生としての受入(人数×10(15)万円 or 1万円(通信)) ● 多様な形態による受入れ(科目等履修生、別科、専攻科:人数×5万円 or 1万円(通信)、履修証明プログラム:人数×20万円) ● 社会人の受入れ環境整備(取組数×30万円×調整率(100%～200%)) ◎ 改革総合支援事業(地域発展(タイプ2))
III	大学等の国際交流の基盤 整備 【57億円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外からの学生の受入れ(人数×3万円) ● 海外からの教員の招へい(人数×30万円) ● 学生の海外派遣(人数×3万円) ● 教員の海外派遣(人数×80万円) ● 大学等の教育研究環境の国際化(教育研究環境の国際化:取組数×30万円、留学生授業料減免:人数×5～15万円×対象者平均減免率) ◎ 改革総合支援事業(グローバル化(タイプ4))

※ 上記はH27年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8(特別補助)【日本私立学校振興・共済事業団】を基にH29年度のイメージとして作成

※ 項目毎に前提となる要件が課されているものや支援限度額が設定されているものもある

※ 申請額が予算を超過する場合は配分額を圧縮

※ ◎は点数に応じた採択・配分を実施

特別補助項目一覧（平成29年度予算案を基にしたイメージ）

NO.	補助項目	
IV	大学院等の機能の高度化 【152億円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学院における研究の充実(教員数(※)×10万円×女性研究者支援・在籍調整率) ● 研究施設運営支援(所要経費の1/2程度) ● 大型設備等運営支援(所要経費の1/2程度) ● 戦略的研究基盤形成支援(継続分:所要経費の1/2程度) ◎ 私立大学研究ブランディング事業 ● 大学間連携等による共同研究(所要経費の1/2程度) ● 専門職大学院等支援(学生数・教員数×7万円・30万円×調整率) ● 法科大学院支援(①学生数・教員数×12万円・250万円×調整率、②減免人数×18万円×対象者平均減免率) ● 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実(收容定員に応じて5～15万円、教員数×3万円)
V	経営強化等支援 【41億円】	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 経営強化集中支援 ● 持続的な大学改革を支える職員育成(継続分)(收容定員に応じて400～1000万円)
VI	授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実 【102億円】	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料減免事業等支援(所要経費×1/2) ● 卓越した学生に対する授業料減免等(收容定員に応じて1～5人の授業料2/3) ● 特色ある経済的支援方策(学内ワークスタディ事業等支援(所要経費)、産学合同スカラシップ事業等支援(産業界等からの受け入れ資金等に応じて50～400万円+大学負担経費1/2)

※ 上記はH27年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8(特別補助)【日本私立学校振興・共済事業団】を基にH29年度のイメージとして作成

※ 項目毎に前提となる要件が課されているものや支援限度額が設定されているものもある

※ 申請額が予算を超過する場合は配分額を圧縮

※ ◎は点数に応じた採択・配分を実施

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。

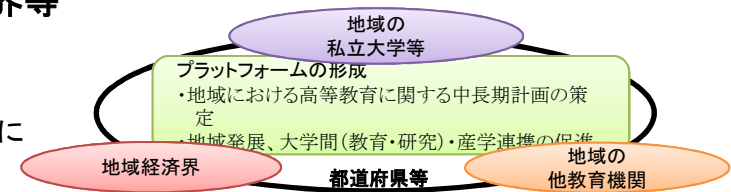
基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(5~10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

＜要件(イメージ)＞

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

＜評価する取組(例)＞

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1~4は新規採択校のみ)

私立大学研究ブランディング事業

平成29年度予算額(案) 79億円
[施設・装置: 11億円 設備: 13億円 経常費: 55億円]
※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む
平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置: 5.5億円 設備: 17億円 経常費: 50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

【事業イメージ】

地域で輝く大学等への支援

タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

選定方法と審査の観点

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定: 50~60校程度 (前年度より10~20校増)

【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望）等

補助条件等

- ・各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000~3,000万円程度）
- ・補助対象事業費の下限額: 施設・装置1,000万円、設備500万円

私立大学等経営強化集中支援事業

平成29年度予算額(案)
40億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム(イメージ)

対象期間 :平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校 :地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分 :経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成29年度予算額(案):102億円(86億円)

ポイント

- 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。
- 減免対象人数を約1.0万人増(平成28年度:約4.8万人 → 平成29年度:約5.8万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法:所要経費の1/2以内で支援。

家計基準:給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラシップ

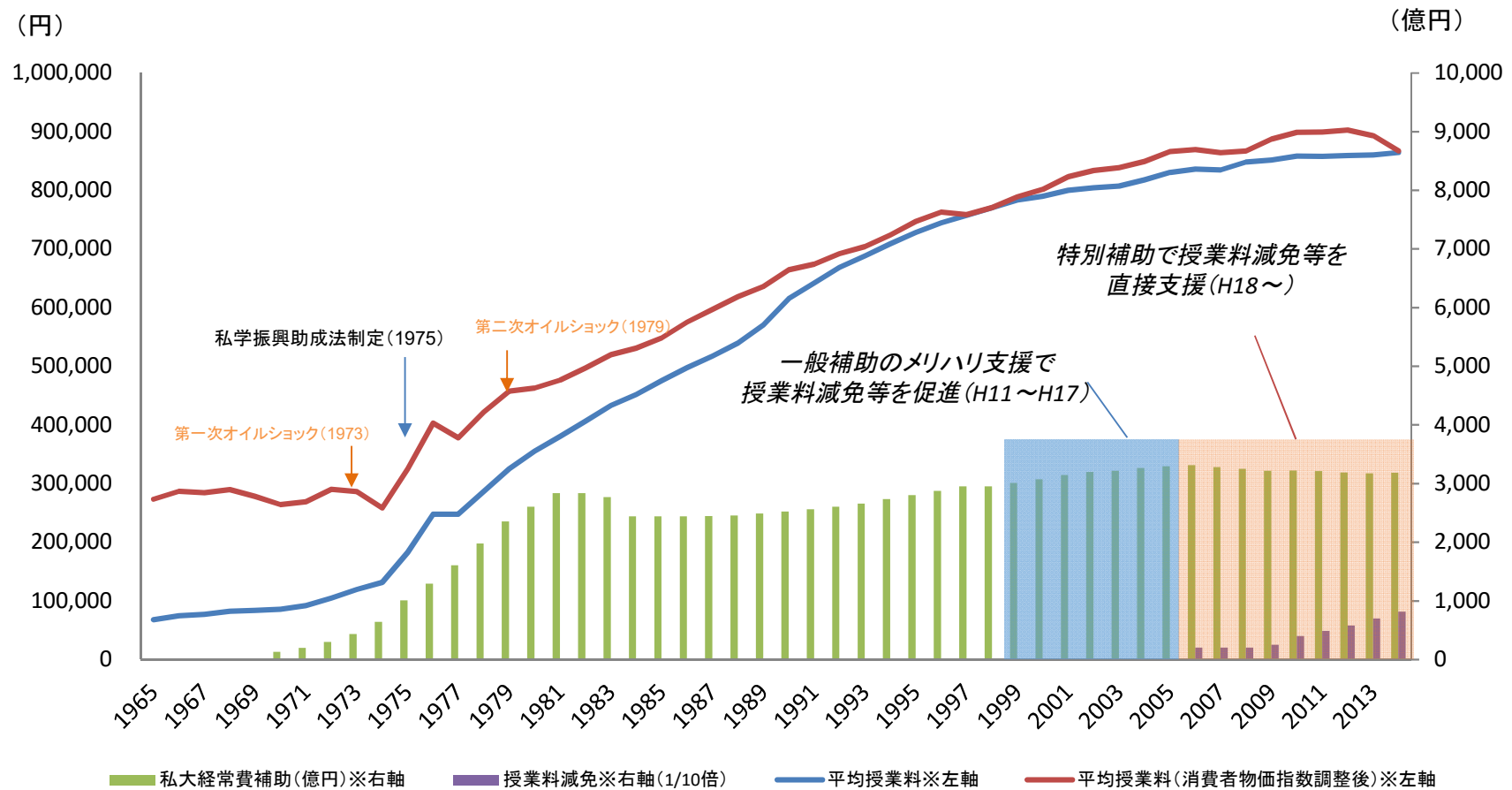
産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記102億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【18億円の内数】**

私学助成と授業料の推移

- 私学振興助成法制定後(1975～)も私立大学の授業料は上昇。
- 1999年以降は私立大学における授業料減免等の取組を促すため、一般補助におけるメリハリ支援(1999～2005)、特別補助における直接支援(2006～)を実施。



※ 消費者物価指数については、総務省の消費者物価指数「持家の帰属家賃を除く総合指標」を用いて、2015年度を基準(100)として調整

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算案及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

参考

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
 - ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用



対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ※社会的養護を必要とする学生への配慮 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円 ※入学金相当額(24万円)を追加給付	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※国立で授業料免除を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

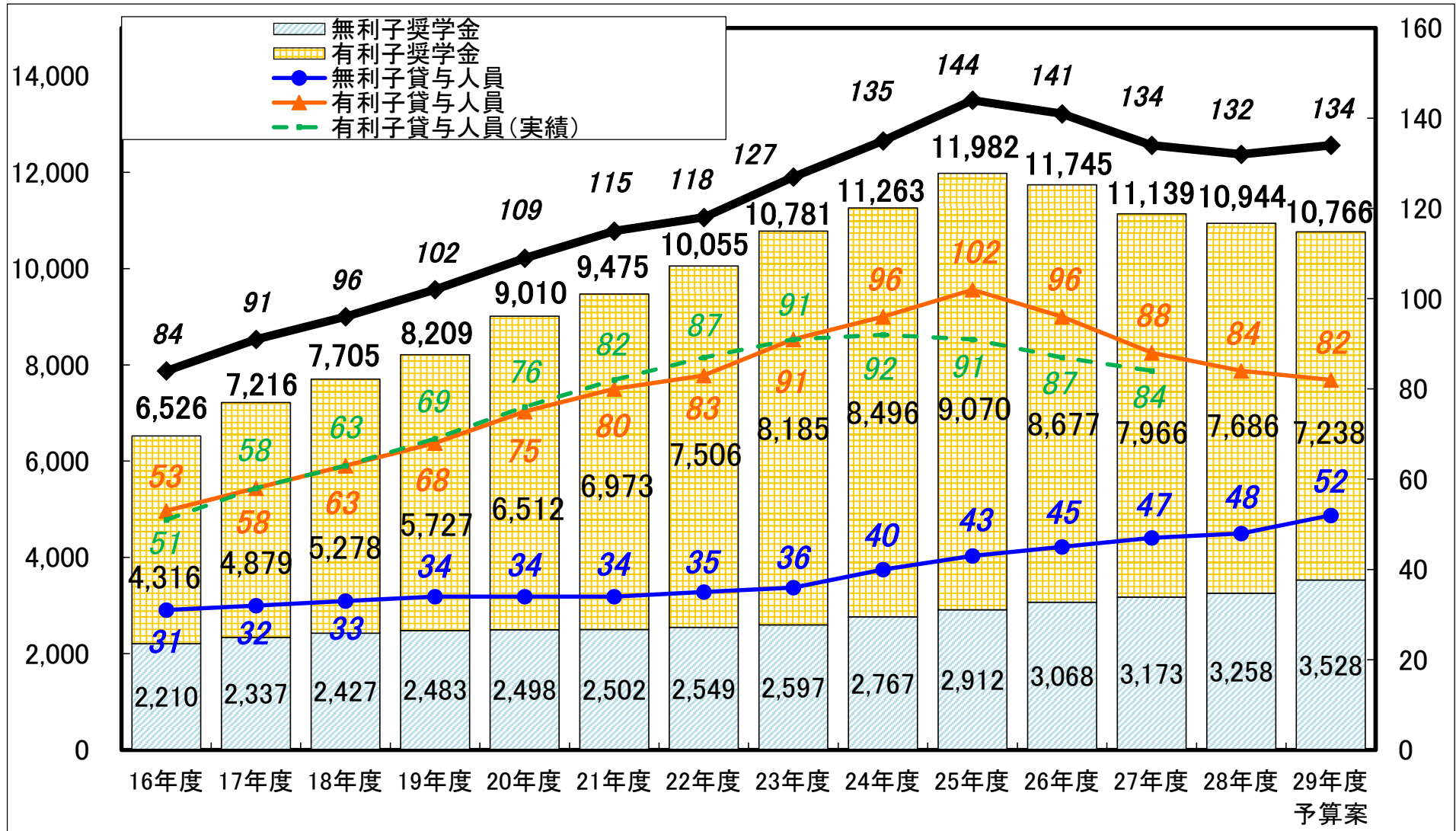
【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移 (当初予算) 参考

(単位：億円)

(単位：万人)

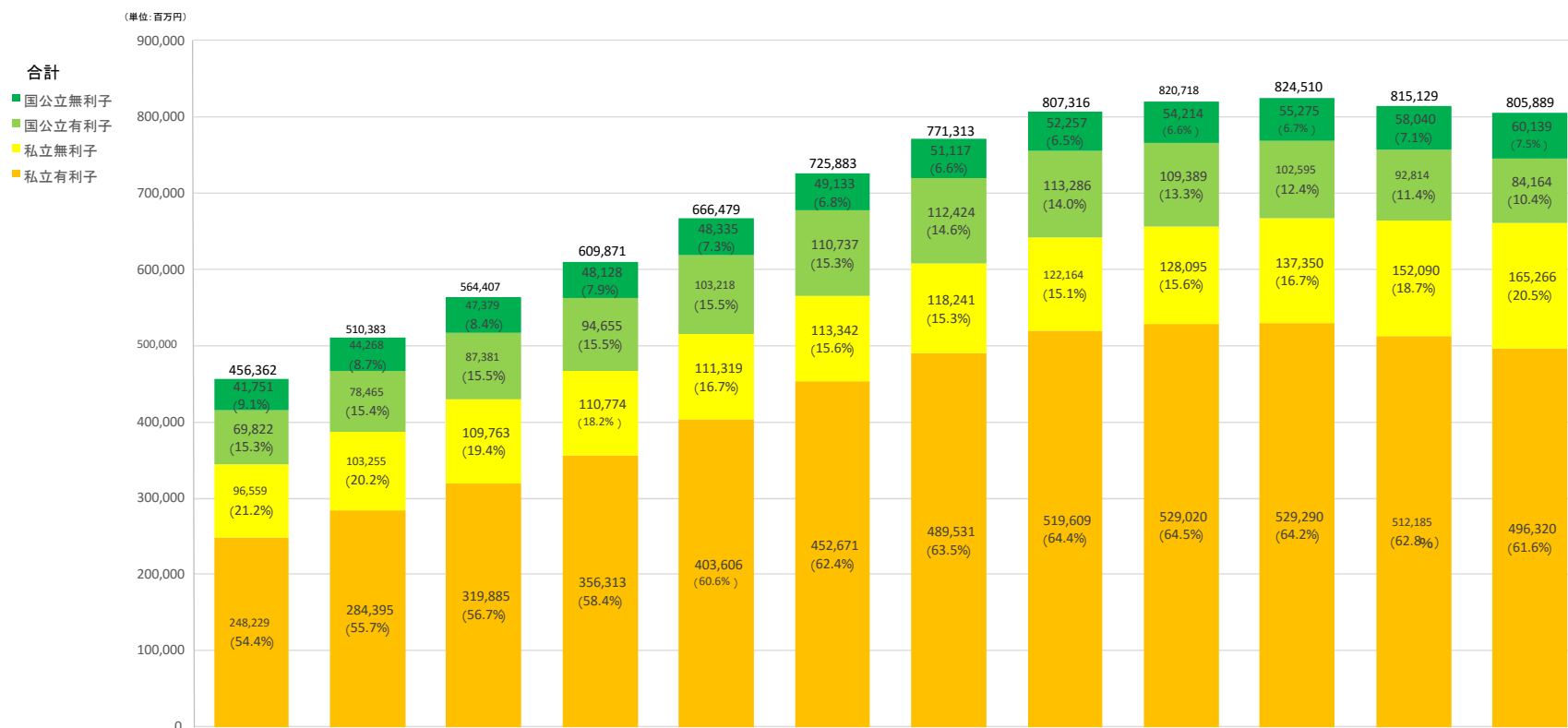


(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。
 (注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

学部段階における奨学金（個人給付）の推移

参考

○学部段階の無利子・有利子奨学金合計額の82.1%が私立大学の学生利用分。



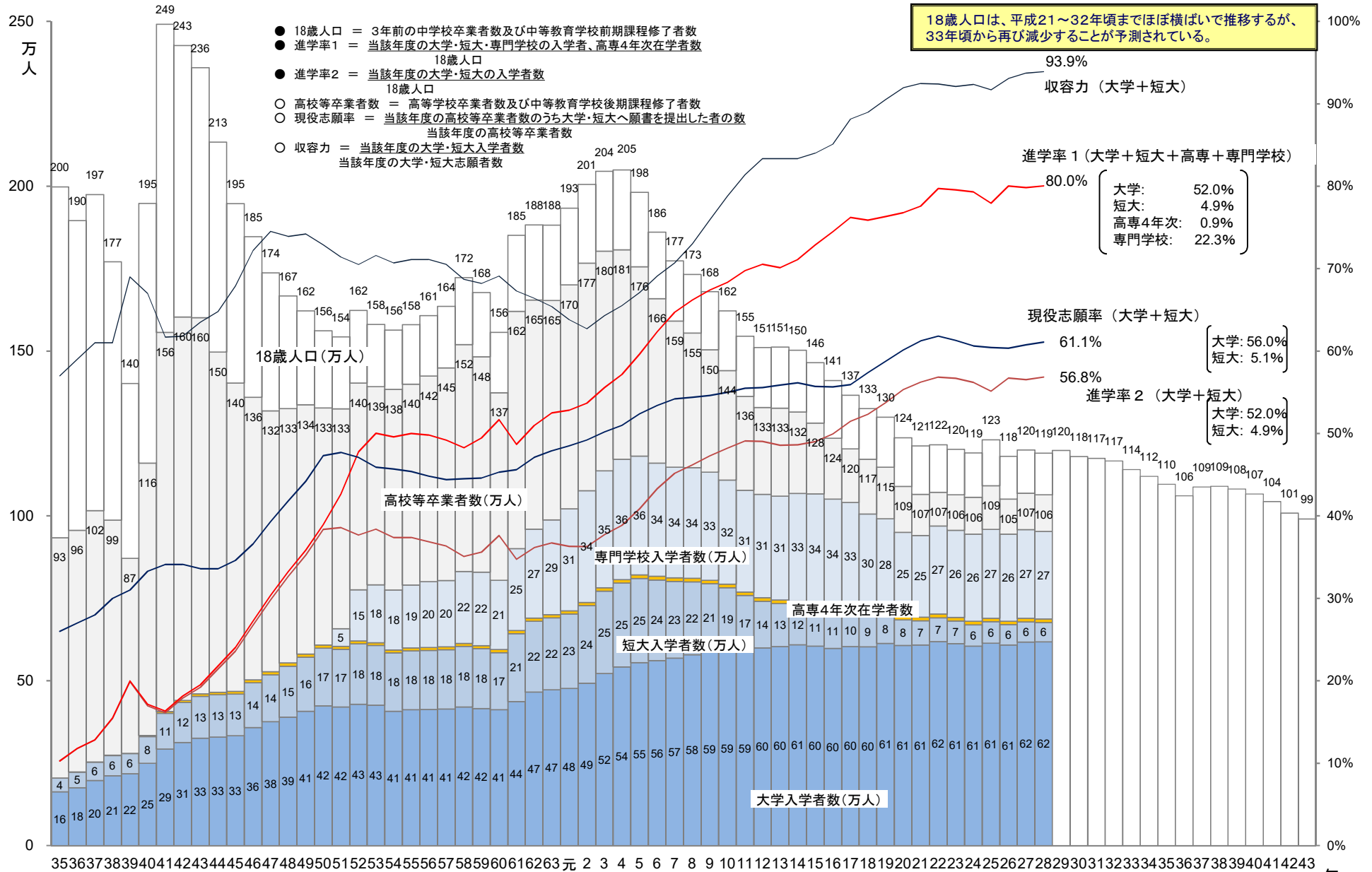
(単位:千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
国立	無利子	41,751.351	44,267.604	47,378.855	48,128.497	48,335.406	49,132.829	51,116.579	52,256.908	54,214.091	55,275.327	58,040.058	60,138.660
	有利子	69,821.556	78,465.218	87,380.560	94,655.260	103,218.490	110,736.890	112,424.270	113,285.900	109,388.690	102,595.040	92,814.160	84,164.060
私立	無利子	96,559.482	103,254.837	109,763.466	110,774.061	111,319.215	113,342.331	118,241.441	122,163.825	128,095.427	137,349.992	152,089.812	165,266.014
	有利子	248,229.317	284,395.071	319,884.510	356,312.910	403,606.310	452,671.420	489,531.170	519,609.340	529,020.120	529,290.050	512,184.760	496,319.780
合計	無利子	138,310.833	147,522.441	157,142.321	158,902.558	159,654.621	162,475.160	169,358.020	174,420.733	182,309.518	192,625.319	210,129.870	225,404.674
	有利子	318,050.873	362,860.289	407,265.070	450,968.170	506,824.800	563,408.310	601,955.440	632,895.240	638,408.810	631,885.090	604,998.920	580,483.840
合計(無利子有利子合算)	456,361.706	510,382.730	564,407.391	609,870.728	666,479.421	725,883.470	771,313.460	807,315.973	820,718.328	824,510.409	815,128.790	805,888.514	

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

参考

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。



出典：文部科学省「学校基本統計」、平成41年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」を基に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。